

第128期 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2023年3月23日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 富士の間

目次

第128期定時株主総会招集ご通知	… 1
株主総会参考書類	… 8
第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	取締役12名選任の件
第3号議案	監査役3名選任の件
第4号議案	取締役の報酬額改定の件
(添付書類)	
事業報告	… 23
連結計算書類	… 43
計算書類	… 59
監査報告書	… 71
株主総会会場ご案内図	…裏表紙

- 株主総会にお越しいただいた株主様へのお土産及びお飲み物の提供はいたしません。何卒、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、インターネット等または書面により事前に議決権を行使していただき、**株主総会当日のご来場は、ご無理をなされませんようお願い申し上げます。**
- 株主総会当日は**インターネットによるライブ配信を行います**ので、事前に議決権を行使いただいたうえでライブ配信をご視聴ください。ライブ配信の視聴方法は6頁に記載しております。



©FUJIYA CO.,LTD.

株式会社 **不二家**

証券コード 2211

株 主 各 位

東京都文京区大塚二丁目15番6号

株式会社 不二家

代表取締役社長 河村 宣行

第128期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第128期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年3月22日（水曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【インターネット等による議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に際しましては、4頁の「インターネット等による議決権行使」をご確認くださいようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月23日（木曜日） 午前10時

2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号
明治記念館 富士の間
(裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
お土産及びお飲み物の提供はございません。

3. 目的事項

報告事項

- 第128期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第128期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役12名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役の報酬額改定の件 |

4. 電子提供措置に関する事項

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.fujiya-peko.co.jp/soukai/>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2211/teiji/>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「不二家」または「コード」に当社証券コード「2211」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

5. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしたします。
- (3) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効なものとしたしますが、同日に到着した場合には、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りしております。

# 議決権行使のご案内

株主総会参考書類（8頁から22頁）をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。  
議決権のご行使には以下の3つの方法があります。

## 1 株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。  
また、第128期定時株主総会招集ご通知（本書）をお持ちください。

**開催日時** 2023年3月23日（木曜日）午前10時

## 2 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、  
下記の行使期限までに到着するようご返送ください。  
ご記入方法は、下記をご覧ください。

**行使期限** 2023年3月22日（水曜日）午後5時到着分まで

### 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

| 議案    | 第1号議案 | 第2号議案 | 第3号議案 | 第4号議案 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 賛否表示欄 | ○     | ○     | ○     | ○     |

第1号議案 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印  
第4号議案 否認する場合 → 「否」の欄に○印

第2号議案 全員賛成の場合 → 「賛」の欄に○印  
第3号議案 全員否認する場合 → 「否」の欄に○印  
一部の候補者を否認する場合 → 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

※各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものといたします。

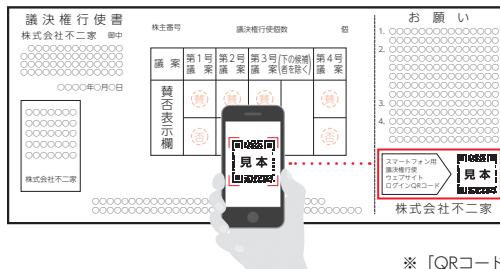
スマートフォンにより議決権行使書用紙のQRコードを読み取り、スマートフォン用議決権行使ウェブサイト（スマート行使）にアクセスするか、パソコン用議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、画面の案内に従って議決権をご行使ください。

**行使期限** 2023年3月22日（水曜日）午後5時行使分まで



## QRコードを読み取り 「スマート行使」で議決権を行使する方法

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- 2 表示されたURLを開くとスマートフォン用議決権行使ウェブサイト画面が開きます。  
以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※議決権行使コードおよびパスワードの入力は不要です。

### 「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

一度スマート行使で議決権を行使した後に行使内容を変更される場合は、①再度QRコードを読み取ってパソコン用議決権行使ウェブサイトへアクセスするか、②パソコン用議決権行使ウェブサイトへ直接アクセスして、再度議決権を行使していただくこととなります。パソコン用議決権行使ウェブサイトでの議決権行使につきましては、次ページをご確認ください。



# 議決権行使ウェブサイト 議決権を行使する方法

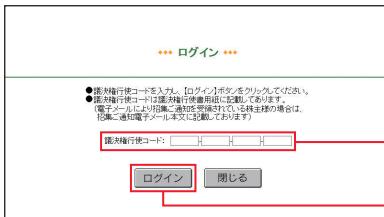
1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

<https://www.web54.net>



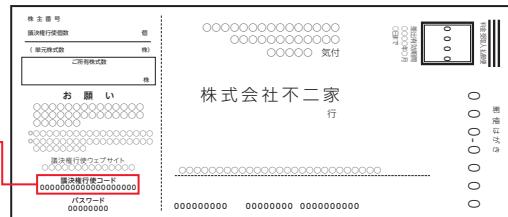
「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙裏面に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

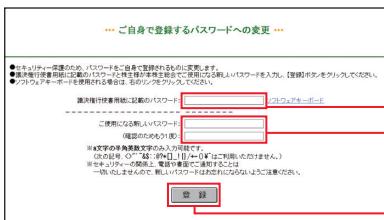


「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック



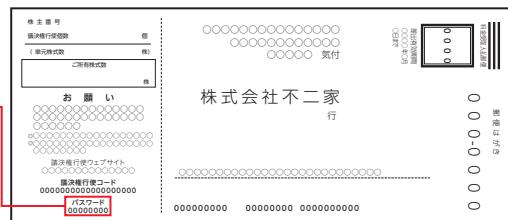
3 議決権行使書用紙裏面に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

## ※議決権行使の取扱い

- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしたします。
- 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効なものとしたしますが、同日に到着した場合には、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。

インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# インターネットによるライブ配信のご案内

当社の株主総会の様子をご自宅等からでもご覧いただけるよう、以下のとおり株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。

## 1 配信日時

2023年3月23日（木曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

※ 視聴用ウェブサイトは、午前9時45分からご覧いただけます。

## 2 ご視聴の方法

- (1) パソコン又はスマートフォン等で以下のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み込むかいずれかの方法により、視聴用ウェブサイトへのアクセスをお願いいたします。

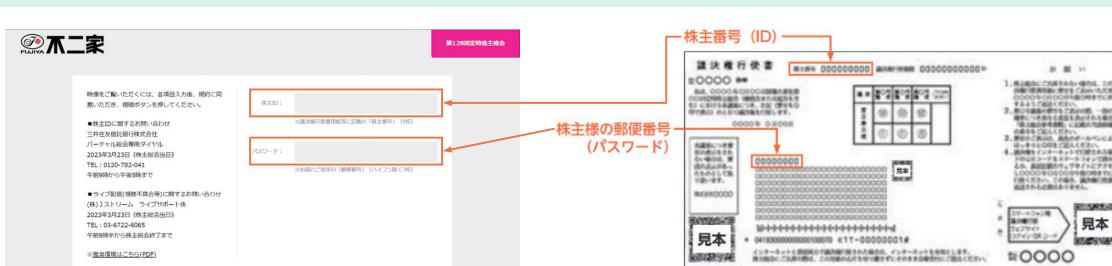
視聴用ウェブサイトURL <https://www.virtual-sr.jp/users/fujiya-2023/login.aspx>



- (2) 視聴用ウェブサイトへのアクセス完了後、画面の案内に従い、以下のID及びパスワードのご入力をお願いいたします。

※ 議決権行使書を投函いただく前に、株主番号を必ず手元にお控えくださいますよう、お願いいたします。

- ① ID：議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」（9桁の半角数字）
- ② パスワード：議決権行使書用紙に記載されている株主様の「郵便番号」（ハイフンを除く7桁の半角数字）



### 3 ご視聴に関する留意事項

- (1) やむを得ない事情により、ライブ配信を行うことができなくなる可能性があります。その場合は、当社ウェブサイト (<https://www.fujiya-peko.co.jp/>) にてお知らせいたします。
- (2) **ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上、株主総会の出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言を行っていただくことはできません。議決権につきましては、3頁から4頁にてご案内の方法により事前に行ってくださいようお願い申し上げます。**
- (3) ご視聴は、株主様ご本人のみに限定させていただきます。
- (4) ライブ配信の撮影・録画・録音・保存及びSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- (5) インターネットの通信環境等により、映像及び音声の乱れ、配信の中断等の不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
- (6) ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- (7) 視聴用ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

### 4 視聴テストの方法

「2 ご視聴の方法」にてご案内の方法によりログインいただき、「テスト視聴する」のリンクより視聴環境のテストを行っていただくことが可能です。

### 5 株主総会へご出席される株主様へのご案内

ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主様のプライバシー等に配慮し、スクリーン映像及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。ご了承ください。

#### 【コールセンター開設時期とお問い合わせ先電話番号のご案内】

ライブ配信のご視聴に関してご不明な点がある場合は、電話によるお問い合わせに対応しておりますので、議決権行使書用紙をお手元にご準備のうえで、以下にお問い合わせください。

<ライブ配信の視聴方法に関するお問い合わせ>

**株式会社Jストリーム**                      **03-6722-6065**

受付時間 株主総会当日（2023年3月23日木曜日）午前9時30分から株主総会終了時刻まで

<ID・パスワードに関するお問い合わせ>

**三井住友信託銀行株式会社**              **バーチャル総会サポート専用ダイヤル**

**0120-782-041**

受付時間 午前9時から午後5時まで（土・日・休日を除く）

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第 1 号議案

### 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させていくことが経営の最重要課題と考えており、収益力向上に向け企業体質の強化を図りながら、安定的に配当を行うことを基本方針としております。

当期の配当につきましては、業績の状況と今後の事業環境を勘案し、企業基盤の強化のための内部留保にも配慮しつつ、次のとおりとさせていただきますと存じます。

#### 期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は773,281,710円となります。
3. 剰余金の配当が効力を発生する日  
2023年3月24日

本総会終結の時をもって、取締役12名全員が任期満了となりますので、社外取締役5名を含む取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

やま だ けん すけ  
山 田 憲 典 (1935年6月7日生)

所有する当社株式の数…………… 17,433株

**【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】**

|           |            |           |                        |
|-----------|------------|-----------|------------------------|
| 1960年 3 月 | 山崎製パン(株)入社 | 1999年 3 月 | 同社取締役副社長 (2018年 3 月まで) |
| 1980年 3 月 | 同社取締役      |           |                        |
| 1981年 7 月 | 同社常務取締役    | 2007年 6 月 | 当社代表取締役会長 (現任)         |
| 1990年 4 月 | 同社専務取締役    |           |                        |

**取締役候補者とした理由**

山田憲典氏は、当社親会社の山崎製パン(株)に入社以来、主に営業関連業務を中心に総務、人事等幅広い分野を担当した後、1980年に同社取締役に就任し、1999年から2018年3月まで同社副社長として社長を補佐し、同社グループの成長・発展に貢献いたしました。2007年からは当社代表取締役会長として、当社グループを力強く指揮しております。豊富な業務経験と幅広い人脈、事業経営に関する十分な知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

いい じま みさ お  
**飯島 幹雄** (1966年7月10日生)

所有する当社株式の数…………… 5,318株

**【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】**

|           |                                               |           |                                                                    |
|-----------|-----------------------------------------------|-----------|--------------------------------------------------------------------|
| 1997年 4 月 | 山崎製パン(株)入社                                    | 2019年 8 月 | (株)東ハト代表取締役社長 (現任)                                                 |
| 2004年 3 月 | 同社取締役                                         | 2020年 1 月 | 山崎製パン(株)取締役副社長総務、<br>人事担当                                          |
| 2006年10月  | 同社常務取締役                                       |           |                                                                    |
| 2008年 3 月 | B-Rサーティワンアイスクリーム<br>(株)社外取締役                  | 2020年 6 月 | 同社取締役副社長総務、人事、関<br>係会社管理・業務支援室担当                                   |
| 2013年 8 月 | 山崎製パン(株)専務取締役                                 | 2022年 3 月 | 当社取締役副会長 (現任)                                                      |
| 2018年 3 月 | 同社取締役副社長営業、デイリー<br>ヤマザキ事業、総合クリエーショ<br>ンセンター担当 | 2022年12月  | 山崎製パン(株)取締役副社長生産、<br>食品安全衛生管理、中央研究所、<br>人事、関係会社管理・業務支援室<br>担当 (現任) |
| 2019年 8 月 | 同社取締役副社長                                      |           |                                                                    |

**【重要な兼職の状況】**

山崎製パン(株)取締役副社長  
(株)東ハト代表取締役社長

**取締役候補者とした理由**

飯島幹雄氏は、当社親会社の山崎製パン(株)に入社以来、生産・営業・管理関連業務に携わり、2004年に同社取締役に就任し、海外事業、営業・コンビニエンスストア事業を担当するなど、幅広い分野の経験を積み重ね、2018年に同社副社長に就任するとともに、(株)東ハトの代表取締役社長を兼務しており、食品・菓子事業における豊富な業務経験と事業経営に関する幅広い知見を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

かわ むら のぶ ゆき  
**河村 宣行** (1954年11月29日生)

所有する当社株式の数…………… 6,756株

**【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】**

|          |                                                       |          |                                                       |
|----------|-------------------------------------------------------|----------|-------------------------------------------------------|
| 1977年 4月 | 当社入社                                                  | 2018年 3月 | 当社専務取締役菓子事業本部長兼菓子事業本部マーケティング本部長兼食品事業担当兼通販・キャラクター事業部管掌 |
| 2002年 4月 | 当社菓子事業本部広域営業部長                                        | 2019年 3月 | 当社代表取締役社長                                             |
| 2003年 6月 | 当社執行役員菓子事業本部営業部長                                      | 2021年 1月 | 不二家（杭州）食品有限公司董事長                                      |
| 2006年 9月 | 当社執行役員人事総務部長                                          | 2021年 3月 | 当社代表取締役社長兼不二家ファミリー文化研究所長（現任）                          |
| 2007年 1月 | 当社執行役員広報室長                                            | 2022年 3月 | B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社取締役（現任）                           |
| 2007年 5月 | 当社執行役員CSR推進部長                                         | 2022年 5月 | 不二家（杭州）食品有限公司董事長（現任）                                  |
| 2007年10月 | 当社執行役員社長室長兼総務本部長・CSR推進部管掌                             |          |                                                       |
| 2009年 6月 | 当社取締役社長室長兼総務人事本部長兼海外事業部長兼CSR推進部、通販・キャラクター事業部管掌        |          |                                                       |
| 2014年 9月 | 当社取締役社長室長兼総務人事本部長兼海外事業部長兼CSR推進部、通販・キャラクター事業部管掌        |          |                                                       |
| 2015年 3月 | 当社常務取締役菓子事業本部長兼菓子事業本部マーケティング本部長兼食品事業担当兼通販・キャラクター事業部管掌 |          |                                                       |

**【重要な兼職の状況】**

不二家（杭州）食品有限公司董事  
B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社取締役

**取締役候補者とした理由**

河村宣行氏は、当社入社以来、菓子事業の営業部門を中心に、人事、総務、広報、CSRなどを担当し、2009年に取締役就任後は社長室、人事、総務、CSR、海外事業、通販・キャラクター事業など幅広い部門を担当し、2019年からは代表取締役社長として、会長とともに当社グループを指揮してまいりました。当社における豊富な業務経験と菓子・洋菓子業界及び事業経営に関する十分な知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

みや ぎき  
宮崎ひろし  
広 (1950年1月14日生)

所有する当社株式の数…………… 2,097株

## 【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

|          |                |         |                                    |
|----------|----------------|---------|------------------------------------|
| 1973年4月  | 山崎製パン(株)入社     | 2019年3月 | 当社専務取締役経営企画・総務人事・経理担当、経理本部長        |
| 2001年3月  | 同社経理本部管理部長     | 2021年3月 | 当社専務取締役経営企画・総務人事・経理担当、海外事業担当、経理本部長 |
| 2006年10月 | (株)東ハト取締役      | 2022年3月 | 当社専務取締役経営企画・総務人事・経理担当、経理本部長        |
| 2007年6月  | 同社常務取締役経理本部長   | 2022年5月 | 当社専務取締役経営企画・総務人事・経理担当 (現任)         |
| 2009年8月  | 日糧製パン(株)専務執行役員 |         |                                    |
| 2010年6月  | 同社専務取締役        |         |                                    |
| 2015年3月  | 同社取締役          |         |                                    |
| 2015年3月  | 当社常務取締役経理本部長   |         |                                    |
| 2018年3月  | 当社専務取締役経理本部長   |         |                                    |

## 取締役候補者とした理由

宮崎広氏は、当社親会社の山崎製パン(株)に入社以来、長年にわたり経理部門を担当し、2007年には同社グループの(株)東ハトの常務取締役、2010年には日糧製パン(株)の専務取締役に就任し、役員として企業経営の経験を積んでおります。2015年に当社取締役に就任し、現在は専務取締役として経営企画・総務人事・経理を担当し、豊富な業務経験と経理・財務業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

とみ なが とし や  
富永 寿哉 (1963年6月13日生)

所有する当社株式の数…………… 679株

## 【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

|          |                        |         |                          |
|----------|------------------------|---------|--------------------------|
| 1986年4月  | 当社入社                   | 2019年3月 | 当社取締役菓子事業本部営業本部長         |
| 2010年10月 | 当社菓子事業本部営業本部北関東・信越統括部長 | 2021年3月 | 当社取締役菓子事業本部長兼菓子事業本部営業本部長 |
| 2013年7月  | 当社菓子事業本部営業本部首都圏統括部長    | 2022年3月 | 当社常務取締役菓子事業本部長 (現任)      |
| 2016年10月 | 当社菓子事業本部営業本部営業推進部長     |         |                          |
| 2017年3月  | 当社執行役員菓子事業本部営業本部営業推進部長 |         |                          |

## 取締役候補者とした理由

富永寿哉氏は、当社入社以来、菓子事業の営業を担当し、現場責任者、本社の営業推進部門の部門長を歴任し、業務経験を積んでまいりました。2019年に取締役役に就任し、現在は菓子事業本部長として菓子事業全般を担当しており、当社における豊富な業務経験と菓子事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

ふる た  
古田けん  
健 (1966年12月30日生)

所有する当社株式の数…………… 386株

## 【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

|          |                        |          |                             |
|----------|------------------------|----------|-----------------------------|
| 1990年 4月 | 当社入社                   | 2021年 3月 | 当社取締役菓子事業本部生産本部長兼生産本部生産部長   |
| 2012年11月 | 当社平塚工場長                | 2021年 7月 | 当社取締役菓子事業本部生産本部長            |
| 2015年 6月 | 当社菓子事業本部生産本部生産部長       | 2022年 3月 | 当社取締役海外事業担当、菓子事業本部生産本部長（現任） |
| 2017年 3月 | 当社執行役員購買部長             |          |                             |
| 2019年 3月 | 当社執行役員菓子事業本部生産本部長兼生産部長 |          |                             |

## 取締役候補者とした理由

古田健氏は、当社入社以来、菓子事業の生産を担当し、工場長、本社の生産及び購買部門の部門長を歴任し、業務経験を積んでまいりました。2021年に取締役に就任し、現在は菓子事業本部生産本部長として菓子事業の生産全般を担当し、菓子工場の生産ラインの効率化にも取り組む一方、海外事業を担当しており、当社における豊富な業務経験と菓子生産業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

うり う  
瓜生とおる  
徹 (1963年 4月20日生)

所有する当社株式の数…………… 894株

## 【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

|          |                                 |          |                                     |
|----------|---------------------------------|----------|-------------------------------------|
| 1987年 4月 | 山崎製パン(株)入社                      | 2019年 3月 | 当社常務取締役洋菓子事業本部長兼洋菓子事業本部広域営業本部長、購買担当 |
| 2008年 3月 | 同社広域流通営業本部広域流通営業第一部長            | 2020年10月 | 当社専務取締役洋菓子事業本部長兼洋菓子事業本部広域営業本部長、購買担当 |
| 2010年 3月 | 同社横浜第二工場長                       | 2021年 3月 | 当社専務取締役洋菓子事業本部担当、菓子事業本部担当、購買担当      |
| 2014年 3月 | 同社広域流通営業本部広域流通営業第一部長（2017年3月まで） | 2022年 3月 | 当社取締役退任                             |
| 2017年 3月 | 当社取締役洋菓子事業本部長兼洋菓子事業本部広域営業本部長    | 2022年 3月 | 当社専務執行役員洋菓子事業本部担当、菓子事業本部担当、購買担当（現任） |
| 2018年 3月 | 当社常務取締役洋菓子事業本部長兼洋菓子事業本部広域営業本部長  |          |                                     |

## 取締役候補者とした理由

瓜生徹氏は、当社親会社の山崎製パン(株)入社以来、量販店等の広域流通企業を中心とする営業業務を担当、部門責任者や工場長を歴任し、2017年からは、当社において洋菓子事業本部、菓子事業本部、購買部門を担当し、豊富な業務経験と営業、生産両部門の知見を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

8

たか はし とし ひろ  
**高橋 俊裕** (1939年11月28日生)

所有する当社株式の数…………… 3,000株

社外取締役

独立役員

**【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】**

|          |                   |          |                             |
|----------|-------------------|----------|-----------------------------|
| 1964年 4月 | トヨタ自動車販売(株)入社     | 2016年 3月 | サムシングホールディングス(株)社外取締役       |
| 1994年 9月 | トヨタ自動車(株)取締役      | 2017年 7月 | 全国農業協同組合連合会経営管理委員           |
| 1998年 6月 | 同社常務取締役           | 2022年 6月 | ITbookホールディングス(株)社外取締役 (現任) |
| 1999年 6月 | 東京トヨペット(株)代表取締役社長 |          |                             |
| 2003年 4月 | 日本郵政公社副総裁         |          |                             |
| 2007年 6月 | 当社取締役 (現任)        |          |                             |

**【重要な兼職の状況】**

ITbookホールディングス(株)社外取締役

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

高橋俊裕氏は、自動車業界をはじめ、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、当社の取締役の業務執行について客観的な立場から監督するとともに、経営全般に関する助言をいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって15年9ヶ月となります。

候補者番号

9

なか の たけ お  
**中野 武夫** (1956年6月28日生)

所有する当社株式の数…………… 1,997株

社外取締役

独立役員

**【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】**

|          |                          |          |                                      |
|----------|--------------------------|----------|--------------------------------------|
| 1980年 4月 | (株)富士銀行 (現(株)みずほ銀行) 入行   | 2012年 4月 | 同社取締役                                |
| 2007年 4月 | (株)みずほ銀行執行役員小舟町支店長       | 2012年 4月 | (株)みずほ銀行取締役副頭取                       |
| 2009年 4月 | (株)みずほフィナンシャルグループ常務執行役員  | 2013年 4月 | みずほ信託銀行(株)取締役社長                      |
| 2010年 4月 | (株)みずほフィナンシャルストラテジー取締役社長 | 2017年 4月 | 同行取締役会長                              |
| 2010年 6月 | (株)みずほフィナンシャルグループ常務取締役   | 2018年 6月 | 損害保険ジャパン日本興亜(株) (現損害保険ジャパン(株)) 社外監査役 |
|          |                          | 2019年 3月 | 当社取締役 (現任)                           |
|          |                          | 2019年 4月 | みずほ信託銀行(株)常任顧問 (現任)                  |
|          |                          | 2021年 3月 | 東京建物(株)社外取締役 (現任)                    |

**【重要な兼職の状況】**

みずほ信託銀行(株)常任顧問  
東京建物(株)社外取締役

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

中野武夫氏は、金融機関における豊富な経験と財務・会計に関する幅広い知見を有しており、当社の取締役の業務執行について客観的な立場から監督するとともに、経営全般に関する助言をいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

候補者番号

10

むら おか かな こ  
**村岡 香奈子** (1965年4月26日生)

所有する当社株式の数…………… 416株

社外取締役

**【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】**

|          |                                           |         |                     |
|----------|-------------------------------------------|---------|---------------------|
| 1988年4月  | 三菱商事(株)入社                                 | 2020年4月 | 宏和法律事務所入所 (現任)      |
| 1993年4月  | 弁護士登録 (第二東京弁護士会)                          | 2020年6月 | 日本光電工業(株)社外取締役 (現任) |
| 1993年4月  | アンダーソン・毛利法律事務所<br>(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 入所 | 2021年3月 | 当社取締役 (現任)          |
| 1999年10月 | 森綜合法律事務所 (現森・濱田松本法律事務所) 入所                |         |                     |

独立役員

**【重要な兼職の状況】**

宏和法律事務所 弁護士  
日本光電工業(株)社外取締役

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

村岡香奈子氏は、弁護士として会社法務に精通しており、培われた専門的な知識・経験等を活かしていただくことにより、当社の取締役の業務執行について客観的な立場から監督するとともに、経営全般に関する助言をいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

候補者番号

11

さか い み き  
**酒井 美紀** (1978年2月21日生)

所有する当社株式の数…………… 416株

社外取締役

**【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】**

|         |                       |         |                                  |
|---------|-----------------------|---------|----------------------------------|
| 1996年3月 | 第19回日本アカデミー賞新人俳優賞受賞   | 2007年1月 | 特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパン親善大使 (現任) |
| 1998年3月 | 第21回日本アカデミー賞優秀助演女優賞受賞 | 2020年1月 | ペコちゃん70周年アンバサダー                  |
|         |                       | 2021年3月 | 当社取締役 (現任)                       |

**社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要**

酒井美紀氏は、女優として活躍される一方、特定非営利活動法人ワールド・ビジョン・ジャパンの親善大使として世界の子どもたちを支援する活動もされており、これらの経験と優れた人格、見識を有しております。当社は同氏に社会貢献の観点から助言をいただくことのほか、消費者の目線からも助言をいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

候補者番号

12

かみ なが ぜん じ  
神長 善次 (1943年4月25日生)

所有する当社株式の数…………… 179株

社外取締役

【略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況】

|          |                |          |                  |
|----------|----------------|----------|------------------|
| 1967年4月  | 外務省入省          | 2005年11月 | (株)デイリーヤマザキ社外監査役 |
| 1998年9月  | 特命全権大使 オマーン国駐節 | 2013年6月  | (株)サンデリカ社外監査役    |
| 2001年9月  | 特命全権大使 ネパール国駐節 | 2017年4月  | (株)東ハト社外監査役 (現任) |
| 2004年10月 | 特命全権大使 (大阪担当)  | 2022年3月  | 当社取締役 (現任)       |
| 2005年10月 | 退官             |          |                  |

独立役員

【重要な兼職の状況】

(株)東ハト社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

神長善次氏は、外務省において要職を歴任され、外交を通じて培われた豊富な国際経験と国際情勢等に関する高い知見を有しておりますので、社外取締役として客観的・専門的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督をいただけることを期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。なお、同氏の社外取締役在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

- (注) 1. 取締役候補者飯島幹雄氏は、当社の親会社である山崎製パン株式会社の取締役副社長であり、山崎製パン株式会社は、当社の事業と同一の部類に属する取引を行っております。当社は、山崎製パン株式会社との間で、業務資本提携契約を締結しており、製品の売買、同社に対し当社事務業務の委託及び当社不動産の賃貸を行っております。また、同氏は当社の親会社である山崎製パン株式会社の子会社である株式会社東ハトの代表取締役社長であり、株式会社東ハトは、当社の事業と同一の部類に属する取引を行っております。当社は、株式会社東ハトとの間で商標権使用許諾契約に基づき相互にロイヤリティを支払っております。なお、同氏の山崎製パン株式会社及び株式会社東ハトにおける現在及び過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
2. 取締役候補者中野武夫氏は、みずほ信託銀行株式会社の常任顧問であり、当社は同社との間で、確定給付年金の一部に関する運用委託取引があります。
3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 取締役候補者宮崎広氏は、2010年6月から2015年3月まで、当社の親会社である山崎製パン株式会社の関連会社である日糧製パン株式会社の専務取締役として、2015年3月から同年6月まで同社取締役として業務を執行しておりました。
5. 取締役候補者神長善次氏は、当社の親会社である山崎製パン株式会社の子会社である株式会社東ハトの社外監査役であり、株式会社東ハトは、当社の事業と同一の部類に属する取引を行っております。当社は、株式会社東ハトとの間で商標権使用許諾契約に基づき相互にロイヤリティを支払っております。
6. 取締役候補者山田憲典氏及び同瓜生徹氏の当社の親会社である山崎製パン株式会社における過去10年間の業務執行者としての地位及び担当は、上記の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
7. 取締役候補者瓜生徹氏は、2017年3月から2018年3月まで当社取締役として、2018年3月から2020年10月まで当社常務取締役として、2020年10月から2022年3月まで当社専務取締役として業務を執行しておりました。
8. 酒井美紀氏の戸籍上の氏名は志賀美紀であります。

9. 社外取締役との責任限定契約について

当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において、社外取締役との間で、社外取締役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、高橋俊裕、中野武夫、村岡香奈子、酒井美紀及び神長善次の各氏との間で当該責任限定契約を締結しておりますが、各氏の選任が本総会において承認された場合、各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約の概要は次のとおりであります。

- ① 当該社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、金500万円もしくは会社法第425条第1項の最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
- ② 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

10. 当社は、高橋俊裕氏、中野武夫氏、村岡香奈子氏及び神長善次氏の4名を東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。また、当社は、本総会で4名の選任が承認された場合、引き続き4名を独立役員として届け出る予定です。

11. 当社は、当社取締役及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に選任された場合には、各氏は全員当該保険契約の被保険者となります。被保険者は、役員等賠償責任保険の保険料の10%にあたる額を負担しており、被保険者個々の負担額は、被保険者全員報酬総額に占める被保険者個々の報酬額の割合に応じて算出した額であります。なお、2022年12月度の取締役会において、2023年1月の当該契約更新時から当社が保険料を全額負担することを決議しております。

当該契約の概要は次のとおりであります。なお、当該保険契約では、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としております。

- ① 被保険者が取締役及び監査役としての職務につき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う。
- ② 上記の保険金の支払いが認められるのは、取締役及び監査役がその損害賠償の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

<ご参考>各取締役候補者のスキル・マトリックス

| 氏名     | 知識・経験・能力等 |      |      |      |    |    |      |      |       |      |
|--------|-----------|------|------|------|----|----|------|------|-------|------|
|        | 企業経営      | 財務会計 | 人事労務 | 総務法務 | 営業 | 生産 | 食品衛生 | 労働安全 | グローバル | 社会貢献 |
| 山田 憲典  | ●         | ●    | ●    | ●    | ●  | ●  | ●    | ●    | ●     | ●    |
| 飯島 幹雄  | ●         | ●    | ●    | ●    | ●  | ●  | ●    | ●    | ●     | ●    |
| 河村 宣行  | ●         |      | ●    | ●    | ●  | ●  | ●    | ●    | ●     | ●    |
| 宮崎 広   |           | ●    | ●    | ●    |    |    |      |      |       |      |
| 富永 寿哉  |           |      |      |      | ●  | ●  |      |      |       |      |
| 古田 健   |           |      |      |      |    | ●  | ●    |      | ●     |      |
| 瓜生 徹   |           |      |      |      | ●  | ●  |      | ●    | ●     |      |
| 高橋 俊裕  | ●         |      | ●    |      | ●  | ●  |      |      |       |      |
| 中野 武夫  | ●         | ●    |      | ●    | ●  |    |      |      |       |      |
| 村岡 香奈子 |           |      |      | ●    |    |    |      |      | ●     |      |
| 酒井 美紀  |           |      |      |      |    |    |      |      | ●     | ●    |
| 神長 善次  |           | ●    |      |      |    |    |      |      | ●     | ●    |

本總會終結の時をもって、監査役 4 名全員が任期満了となります。つきましては、内部監査部門との連携を進めることにより、監査役監査の実効性を引き続き確保できるものと判断したため、監査役を 1 名減員として、監査役 3 名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

なか じま きよ たか  
中 島 清 隆

(1957年 1月13日生)

所有する当社株式の数…………… 776株

#### 【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

|           |                        |           |                     |
|-----------|------------------------|-----------|---------------------|
| 1979年 4 月 | 当社入社                   | 2017年 3 月 | 当社取締役総務人事本部長兼海外事業部長 |
| 2007年 5 月 | 当社社長室経営企画室長            | 2017年12月  | 当社取締役総務人事本部長        |
| 2008年 4 月 | 当社菓子事業本部商品企画部長         | 2019年 3 月 | 当社取締役総務人事本部長兼経営企画室長 |
| 2009年 6 月 | 当社総務人事本部総務部長           | 2021年 3 月 | 当社監査役（現任）           |
| 2011年 3 月 | 当社執行役員監査室長             |           |                     |
| 2014年 2 月 | 当社執行役員総務人事本部総務部長       |           |                     |
| 2015年 3 月 | 当社常務執行役員総務人事本部長兼海外事業部長 |           |                     |

#### 監査役候補者とした理由

中島清隆氏は、当社入社以来、菓子営業、菓子製品企画、経営企画、人事、総務、監査室など幅広い部門の責任者を歴任し、当社における豊富な業務経験と知見を有し、当社及び当社グループの事業に精通していることから、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ひろ なか とおる  
**弘 中 徹** (1940年1月10日生)

所有する当社株式の数…………… 6,196株

## 社外監査役

## 【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

|          |            |          |                         |
|----------|------------|----------|-------------------------|
| 1968年 9月 | 司法試験合格     | 1989年 4月 | 弘中法律事務所設立               |
| 1969年 4月 | 司法研修所入所    | 2014年 1月 | 弁護士法人弘中総合法律事務所代表社員 (現任) |
| 1971年 4月 | 同卒業        |          |                         |
| 1971年 4月 | 第一東京弁護士会登録 | 2015年 3月 | 当社監査役 (現任)              |
| 1971年 4月 | 神田法律事務所入所  |          |                         |

## 【重要な兼職の状況】

弁護士法人弘中総合法律事務所代表社員

## 社外監査役候補者とした理由

弘中徹氏は、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見を有し、法律専門家としての客観的な立場から当社の監査を行っていただいておりますので、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

また、同氏の当社社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

候補者番号

3

さ とう もと ひろ  
**佐藤 元宏** (1947年2月21日生)

所有する当社株式の数…………… 2,071株

## 社外監査役

## 独立役員

## 【略歴、地位及び重要な兼職の状況】

|          |                 |          |                        |
|----------|-----------------|----------|------------------------|
| 1974年10月 | 監査法人千代田事務所入所    | 2011年 7月 | 公認会計士佐藤元宏事務所所長 (現任)    |
| 1987年 1月 | 新光監査法人社員        |          |                        |
| 1993年 9月 | 中央新光監査法人代表社員    | 2015年 3月 | 当社監査役 (現任)             |
| 1997年 5月 | 中央監査法人評議員       | 2016年 9月 | ウエルネット(株)社外監査役         |
| 2005年 9月 | 中央青山監査法人理事長代行   | 2017年 9月 | ウエルネット(株)社外取締役 (監査等委員) |
| 2008年 9月 | 新日本有限責任監査法人常務理事 |          |                        |
| 2011年 6月 | 前田建設工業(株)社外監査役  |          |                        |

## 【重要な兼職の状況】

公認会計士佐藤元宏事務所所長

## 社外監査役候補者とした理由

佐藤元宏氏は、公認会計士としての豊富な経験と財務・会計に関する専門的な知見を有しており、専門家としての客観的な立場から当社の監査を行っていただいておりますので、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

また、同氏の当社社外監査役在任期間は本総会終結の時をもって8年となります。

(注) 1. 上記の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 社外監査役との責任限定契約について

当社は社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款において、社外監査役との間で、社外監査役が任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定できる契約を締結できる旨を定めております。これにより、当社は、弘中徹氏、佐藤元宏氏との間で当該責任限定契約を締結しておりますが、両氏の選任が本総会において承認された場合、両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定です。

その契約の概要は次のとおりであります。

① 当該社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合は、金500万円もしくは会社法第425条第1項の最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

② 上記の責任限定が認められるのは、社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

3. 当社は、本総会で佐藤元宏氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。

4. 当社は、当社取締役及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社監査役に選任された場合には、各氏は全員当該保険契約の被保険者となります。被保険者は、役員等賠償責任保険の保険料の10%にあたる額を負担しており、被保険者個々の負担額は、被保険者全員報酬総額に占める被保険者個々の報酬額の割合に応じて算出した額であります。なお、2022年12月度の取締役会において、2023年1月の当該契約更新時から当社が保険料を全額負担することを決議しております。

当該契約の概要は次のとおりであります。なお、当該保険契約では、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としております。

① 被保険者が取締役及び監査役としての職務につき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う。

② 上記の保険金の支払いが認められるのは、取締役及び監査役がその損害賠償の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

当社の取締役の報酬額は、2019年3月26日開催の第124期定時株主総会において年額3億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っております。その間、新型コロナウイルスの感染拡大等により、経済情勢や事業環境が著しく変化している状況でありながら好調な業績をおさめていること、こうした変化を背景として、取締役の役割・責務が増大していること、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上、さらにはコーポレートガバナンスの強化に寄与する優秀かつ多様な人材を確保する必要性が高まっていること等を総合的に勘案し、取締役の報酬額を年額4億円以内（うち社外取締役分は年額1億円以内）と改定させていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

本議案の内容は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び職務等諸般の事情を勘案したものであり、また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（本書34頁）に沿うものであることから、相当なものであると考えております。

現在の取締役は12名（うち社外取締役は5名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、現在と同じく取締役12名（うち社外取締役は5名）となります。

以 上

## (添付書類) 事業報告 (2022年1月1日から2022年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

当社グループは、当連結会計年度の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を適用しております。当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっており、売上高の対前期比及び増減は記載しておりません。

#### (1) 事業の経過及びその成果

| 区分              | 期別 | 当連結会計年度(第128期)                 | 前連結会計年度(第127期)                 | 対前期比  | 増 減 |
|-----------------|----|--------------------------------|--------------------------------|-------|-----|
|                 |    | (自 2022年1月1日<br>至 2022年12月31日) | (自 2021年1月1日<br>至 2021年12月31日) |       |     |
|                 |    | 百万円                            | 百万円                            | %     | 百万円 |
| 売上高             |    | 100,614                        | 104,751                        | —     | —   |
| 営業利益            |    | 4,334                          | 4,146                          | 104.5 | 188 |
| 経常利益            |    | 5,545                          | 5,218                          | 106.3 | 326 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |    | 3,376                          | 3,173                          | 106.4 | 203 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響や、原材料価格、エネルギー価格の上昇等もあり厳しい状況となりました。

このような状況下において当社グループは、お客様に、より良い商品と最善のサービスを提供できるよう、従業員の健康管理をはかりつつ、売上と利益の確保につとめてまいりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、1,006億14百万円となり、収益認識会計基準適用の影響等を除外した実質の対前期比は112.8%となっております。利益面においては、特に第3四半期に入り、予想を上回る原材料やエネルギー価格の上昇がありましたが、生産性向上をはかったことなどにより、営業利益は43億34百万円(対前期比104.5%)、経常利益は55億45百万円(対前期比106.3%)、親会社株主に帰属する当期純利益は33億76百万円(対前期比106.4%)と、前期の実績を上回り、増益とすることができました。

なお、前期末まで持分法適用関連会社でありました日本食材株式会社を当連結会計年度の期首から連結子会社としております。

当社グループの事業別の概況は次のとおりであります。

### 「事業別売上高」

| 事業別   |         | 当連結会計年度（第128期）                 |         |                | 前連結会計年度（第127期）                 |       | 対前期比<br>(参考) ※2 | 増 減<br>(参考) ※2 |
|-------|---------|--------------------------------|---------|----------------|--------------------------------|-------|-----------------|----------------|
|       |         | 2022年 1月 1日から<br>2022年12月31日まで |         |                | 2021年 1月 1日から<br>2021年12月31日まで |       |                 |                |
|       |         | 売上高                            | 構成比     | 売上高<br>(参考) ※1 | 売上高                            | 構成比   |                 |                |
| 洋菓子事業 | 洋菓子     | 百万円                            | %       | 百万円            | 百万円                            | %     | %               | 百万円            |
|       | レストラン   | 25,189                         | 25.0    | 25,423         | 25,411                         | 24.2  | 100.0           | 12             |
|       | 計       | 4,818                          | 4.8     | 4,834          | 4,166                          | 4.0   | 116.0           | 668            |
| 製菓事業  | 菓子      | 30,007                         | 29.8    | 30,258         | 29,578                         | 28.2  | 102.3           | 680            |
|       | 飲料      | 62,713                         | 62.3    | 79,955         | 67,213                         | 64.2  | 119.0           | 12,742         |
|       | 計       | 4,698                          | 4.7     | 4,714          | 4,971                          | 4.7   | 94.8            | △257           |
| その他   | 67,412  | 67.0                           | 84,670  | 72,185         | 68.9                           | 117.3 | 12,485          |                |
| 合計    | 3,194   | 3.2                            | 3,196   | 2,987          | 2.9                            | 107.0 | 208             |                |
| 合計    | 100,614 | 100.0                          | 118,125 | 104,751        | 100.0                          | 112.8 | 13,374          |                |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

※1 収益認識会計基準適用に伴い、当該会計基準の影響等を除外した実質の数値を参考として記載しております。

※2 ※1の数値と前連結会計年度の数値を比較・分析しております。

### ＜洋菓子事業＞

当社単体の洋菓子においては、洋菓子チェーン店にて、産地・品種にこだわった原料を使用した新製品や人気製品を拡販する施策を週替わりで実行するとともに、本年で発売100周年を迎えたショートケーキについては「12の物語」と題して毎月記念製品を発売するなどお客様に選ぶ楽しさを提供してまいりました。同時に、テレビCMを含めた販売促進活動を展開して売上を伸ばさせることができました。原材料やエネルギー価格の上昇に対しては、産地限定の果物を使用するなど付加価値を高めた新製品の発売や既存製品の価格の見直しを行い、また、製品ロスの低減をはかるなどコスト管理を強化し、収益性の改善につとめてまいりました。

当連結会計年度末の不二家洋菓子店の営業店舗数は、954店（前期差22店減）となっております。

広域流通企業との取り組みについては、「横浜元町で生まれた不二家のケーキ2個入」シリーズや当社のマカロンの焼成技術を活用した「トゥンカロン」の販売が好調に推移しました。また、『ミルクィー』など当社のブランドを活かした製品の提案も積極的に行って売場の確保をはかりました。

上記の結果、単体の洋菓子の売上は、収益認識会計基準適用の影響等を除外した実質の対前期比101.8%となりました。

(株)ダロワイヨジャパンでは、積極的な販売促進活動のもとマカロンの販売が伸長し、コロナ禍で苦戦していた百貨店の売上が回復したことなどにより、前期を上回る売上とすることができました。

この結果、洋菓子事業における洋菓子の売上高は251億89百万円となりました。なお、収益認識会計基準適用の影響等を除外した実質の対前期比は100.0%となっております。

レストラン事業については、好調なケーキ類の拡販やメニュー強化、さらに美化改装に取り組み、新型コロナウイルス感染症の影響で減少していた客足の回復もあり、売上高は前期の実績を上回る48億18百万円とすることができました。

以上の結果、当連結会計年度における洋菓子事業全体の売上高は300億7百万円となり、収益認識会計基準適用の影響等を除外した実質の対前期比は102.3%となっております。利益面ではコスト管理の強化等により営業利益の改善を進めることができました。

### <製菓事業>

当社単体の菓子においては、「カントリーマアム チョコまみれ」の好調な販売に対し、生産ラインを新設して増産体制を整え、需要に合わせた包装形態も取り揃えて一層の拡販をはかりました。また、秋口に発売した「ホームパイ チョコだらけ」とともに拡販をはかることで売場のシェア拡大につなげることができました。『ルック』、『ミルクィー』など従来のブランドにおいても新製品を積極的に発売し、「ペロペロチョコ」をはじめアンパンマンシリーズの根強い支持もあり、好調な売上とすることができました。原材料やエネルギー価格の上昇への対策としては、生産能力増強や省人化、太陽光発電設備の増設等さらなる生産性向上に取り組むとともに、内容量や価格の見直しも行いました。

この結果、単体の菓子の売上は、収益認識会計基準適用の影響等を除外した実質の対前期比107.5%となりました。

不二家（杭州）食品有限公司では、業績は徐々に回復傾向にありましたが、第4四半期の新型コロナウイルス感染症の再拡大が大きく影響し、前期の売上を確保するまでには至りませんでした。

この結果、製菓事業における菓子の売上高は、新規連結の日本食材株式会社の実績を含め、627億13百万円となり、収益認識会計基準適用の影響等を除外した実質の対前期比は119.0%となっております。

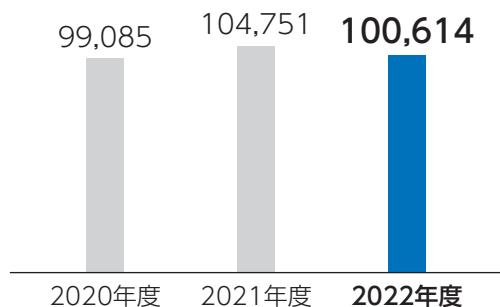
飲料については、「レモネードスカッシュ」、「ネクタースパークリング ピーチ&グレープ」など新製品を発売し、売上高は、46億98百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度における製菓事業全体の売上高は674億12百万円となり、収益認識会計基準適用の影響等を除外した実質の対前期比は117.3%となっております。利益面では単体菓子の好調な売上のもと生産性が向上し、増益とすることができました。

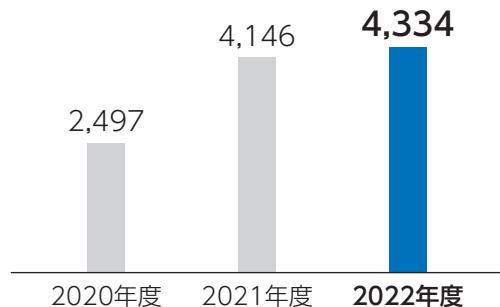
### <その他>

キャラクターグッズ販売、ライセンス事業、不動産賃貸事業及び(株)不二家システムセンターのデータ入力サービスなどの事務受託業務の売上高は、31億94百万円となりました。

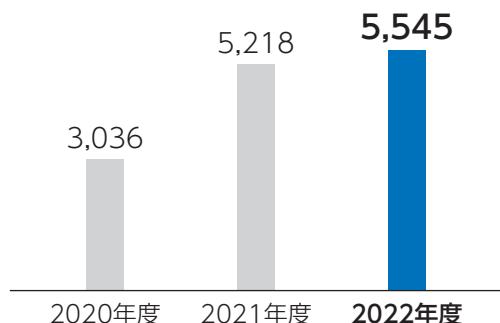
### 売上高 (単位：百万円)



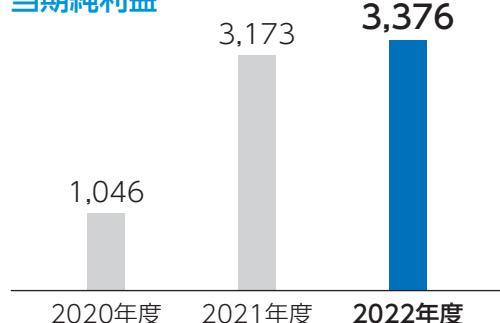
### 営業利益 (単位：百万円)



### 経常利益 (単位：百万円)



### 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



## 事業別の概況



## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は、104億69百万円（リース資産投資2億1百万円を含む）であります。主なものは、製菓事業におけるビスケット製造ラインの増設による生産力強化や中国及び国内子会社における製造設備の新設に対する投資であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に実施しました資金調達につきましては、経常的な調達のほかは、増資や社債の発行等による調達はありません。

## (4) 対処すべき課題

主原料である小麦粉や油脂類、包材など原材料価格やエネルギー価格の上昇等により、当社グループを取り巻く経済環境につきましては厳しい状況になると予測されます。

このような状況にあって当社グループは、洋菓子、製菓の両事業を併せ持つという強みを活かして売上と利益の確保につとめてまいります。

各事業別の主な取り組みは次のとおりです。

### <洋菓子事業>

洋菓子では、チェーン店において高品質・高付加価値製品の品揃えの充実をはかり、お客様目線に立った新製品の開発や売場作りを行うとともに、百貨店の催事出店やSNSなど多方面で販売促進活動を展開して売上確保につとめます。また、データ分析に基づき製品ロスの低減や人件費の管理を行うなど収益性を高めてまいります。広域流通企業との取り組みについては、マカロンなど当社の技術力を活かした製品や売上の主力である生ケーキの生産ラインを有効に活用できる製品の提案を促進し、生産性向上につなげ、原材料やエネルギー価格の上昇に対応してまいります。

レストランでは、店舗美化改装を促進、好調なケーキ類の拡販やメニュー強化に取り組むとともに、モバイルオーダーも導入することで客単価増と効率化をはかり、収益性を高めてまいります。

### <製菓事業>

菓子では、「チョコまみれ」、「じわるバター」、「チョコだらけ」といった『まみれワールド』製品のさらなる拡販に取り組み、新設した生産ラインの稼働を促進させて一層の生産性向上につとめます。さらに、第128期に子会社に新設したグミ生産ラインを活用して品揃えを強化し、拡販をはかってまいります。

また、製品の外装、個包装、段ボール等のサイズや厚みを見直し、包材使用量の削減をはかり地球環境問題へ取り組むと同時に、原材料費や物流費の削減につなげ、収益性を高めてまいります。

本年は「ホームパイ」発売55周年に当たり、これをテーマにしたキャンペーンも実施してまいります。

海外事業では、中国経済停滞の影響が懸念されますが、現地代理商との連携を強化し、主力製品の「ポップキャンディ」を軸に、第128期11月に稼働を開始した新工場において生産するビスケット製品や新たな業務提携によるキャラクター菓子製品の拡売に注力するなど、売上確保につとめてまいります。

さらに、ベトナムにおいて新たに設立した合併会社を通じて現地における販売活動を促進し、海外事業の売上伸長を目指してまいります。

上記すべての事業活動において安全・安心な製品の製造・販売に際し、FSSC22000（食品安全マネジメントシステムに関する国際規格）を含め、事業の基盤となる食品安全衛生管理を着実に実行するとともに、労災ゼロ、異物混入クレームゼロを目標に、業務に取り組んでまいります。

当社グループを取り巻く環境は、厳しい状況が続くと思われませんが、前記の各施策を着実に実行し、堅実に業績を確保できるようつとめてまいります。

また、親会社の山崎製パン(株)との連携を強化し、グループ全体の総合力を発揮して、持続的な企業価値の向上と不二家ブランドの強化につとめ、事業の発展を目指します。株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援・ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                  | 第125期<br>(2019年度) | 第126期<br>(2020年度) | 第127期<br>(2021年度) | 第128期<br>(2022年度) |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 売 上 高 ( 百 万 円 )      | 103,347           | 99,085            | 104,751           | 100,614           |
| 経 常 利 益 ( 百 万 円 )    | 2,346             | 3,036             | 5,218             | 5,545             |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 1,207             | 1,046             | 3,173             | 3,376             |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益  | 46円84銭            | 40円59銭            | 123円11銭           | 130円99銭           |
| 総 資 産 ( 百 万 円 )      | 71,645            | 71,367            | 75,720            | 83,712            |
| 純 資 産 ( 百 万 円 )      | 49,423            | 50,284            | 54,356            | 59,165            |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額    | 1,847円54銭         | 1,871円39銭         | 2,012円23銭         | 2,130円59銭         |

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。  
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。  
 3. 1株当たり純資産額は、期中発行済株式総数に基づき算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

当社の親会社は山崎製パン株式会社であり、同社は当社の株式を14,021千株（議決権比率54.4%）保有しております。

当社は、山崎製パン株式会社に対して当社製品を販売し、山崎製パン株式会社より同社製品の

仕入を行い、また同社に対し当社事務業務の委託及び当社不動産の賃貸を行っております。

② 親会社との取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、親会社との間で、製品の仕入、販売及び事務業務の委託並びに不動産の賃貸の取引を実施しておりますが、当該取引を実施するに当たっては、取引条件が第三者との通常の取引と相違しないこと等に留意し、合理的な根拠に基づき、公正且つ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、当該取引を実施するに当たっては、法令に基づき、取締役会における議論を経て、取引条件が第三者との通常の取引と相違しないこと等を確認した上で取引実施の可否を決定しており、当社取締役会としては、当該取引が当社の利益を害することはないと判断しております。

ハ. 重要な財務及び事業の方針に関する契約等

当社は、親会社との間で製品の相互販売、相互OEM生産、共同原材料調達、共同プロモーションの展開、販売拠点の共同開発、物流の共同化等の重要な事業の方針に関する業務資本提携契約を締結しております。

③ 子会社の状況（2022年12月31日現在）

| 会社名             | 資本金      | 議決権比率  | 主要な事業内容                     |
|-----------------|----------|--------|-----------------------------|
| 株式会社ダロワイヨジャパン   | 50百万円    | 100.0% | 洋菓子、パン、アイスクリーム及び惣菜類の製造、販売   |
| 不二家乳業株式会社       | 64百万円    | 100.0% | 飲料及び乳製品の製造、販売               |
| 株式会社不二家システムセンター | 100百万円   | 100.0% | 事務受託業務及びアウトソーシング受託          |
| 株式会社不二家福島       | 30百万円    | 99.5%  | フルーツの加工、飲料の販売、菓子類の製造、販売     |
| 不二家（杭州）食品有限公司   | 110百万人民币 | 71.6%  | キャンディ、焼菓子等菓子類の製造、販売         |
| 株式会社不二家神戸       | 50百万円    | 100.0% | 和洋菓子の製造、販売                  |
| 日本食材株式会社        | 30百万円    | 50.7%  | チョコレート、キャンディ等菓子類の製造、加工、及び販売 |

(注) 1. 当社は、2022年3月15日付で持分法適用会社でありました日本食材㈱の株式0.7%を取得し、同社を連結子会社といたしました。

2. ㈱不二家福島は、2022年9月1日付で、不二家飲料果実㈱から商号変更しております。

(7) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

| 事業    | 事業内容                                                             |
|-------|------------------------------------------------------------------|
| 洋菓子事業 | ケーキ、ベーカリー、デザート等洋菓子類、チョコレート、キャンディ等菓子類及びアイスクリームの製造、販売並びに喫茶及び飲食店の経営 |
| 製菓事業  | チョコレート、キャンディ、パイ、クッキー等菓子類及びネクター、レモンスカッシュ等嗜好飲料並びに乳製品等菓子・食品の製造、販売   |

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年12月31日現在)

- ① 当社本店 東京都文京区大塚二丁目15番6号
- ② 洋菓子事業

| 部門       | 名称及び所在地                                                                                                                                                                                |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 直営店舗     | 数寄屋橋店、西洋菓子舗三越銀座店、イオン東雲店、ダロワイヨ自由が丘本店（東京）、横浜センター店、アトレ川崎店（神奈川）、ららぽーと東京ベイ店（千葉）、鳩ヶ谷坂下店（埼玉）、西洋菓子舗名古屋栄三越店（愛知）、西洋菓子舗JR京都伊勢丹店（京都）、桃山台店（大阪）、ショッピング福岡店（福岡）等                                       |
| フランチャイズ店 | 長沼店（北海道）、いわき小島店（福島）、大胡モール店（群馬）、境長井戸店（茨城）、綾瀬店、イオン昭島店、飯田橋店（東京）、さがみ野マルエツ店（神奈川）、旭店（千葉）、イオン羽生店、所沢北野店（埼玉）、土岐店（岐阜）、刈谷築地店（愛知）、伏見店（京都）、マックスバリュ平野店（大阪）、鳥取桜ヶ丘店（鳥取）、エミフルMASSAKI店（愛媛）、ゆめタウン八女店（福岡）等 |
| 工場       | 埼玉工場（埼玉）、野木工場（栃木）、泉佐野工場（大阪）、吉野ヶ里工場（佐賀）、山形工場（山形）、(株)不二家神戸（兵庫）等                                                                                                                          |

- ③ 製菓事業

| 部門         | 名称及び所在地                                                 |
|------------|---------------------------------------------------------|
| 営業部<br>統括部 | 広域営業部、首都圏、輸出営業部（東京）、近畿・中四国（大阪）、中部（愛知）、九州（福岡）、北海道・東北（宮城） |
| 工場         | 平塚工場、秦野工場（神奈川）、富士裾野工場（静岡）、(株)不二家福島（福島）等                 |

(9) 従業員の状況 (2022年12月31日現在)

| 従業員数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 2,381名 | 205名増       |

(注) 上記のほか、臨時従業員が期中平均3,217名おります。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2022年12月31日現在)

| 借入先         | 借入金残高  |
|-------------|--------|
| 株式会社りそな銀行   | 400百万円 |
| 株式会社三井住友銀行  | 100    |
| 株式会社みずほ銀行   | 100    |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 100    |
| 農林中央金庫      | 100    |

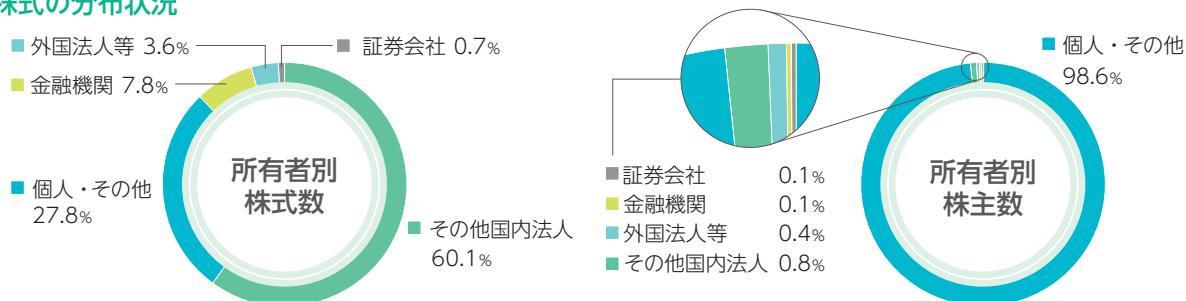
## 2. 会社の株式に関する事項（2022年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 40,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 25,776,057株（自己株式8,602株を除く）  
 (3) 当事業年度末の株主数 46,326名（前期末比3,387名減）  
 (4) 上位10名の株主の状況

| 株主名                                             | 持株数         | 持株比率  |
|-------------------------------------------------|-------------|-------|
| 山崎製パン株式会社                                       | 14,021,300株 | 54.3% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                         | 1,084,700   | 4.2   |
| 不二家不二栄会持株会                                      | 828,800     | 3.2   |
| 株式会社バンダイナムコホールディングス                             | 500,000     | 1.9   |
| 株式会社りそな銀行                                       | 302,207     | 1.1   |
| 株式会社日本カストディ銀行（信託口）                              | 165,900     | 0.6   |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT | 131,871     | 0.5   |
| STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234     | 130,700     | 0.5   |
| 藤井 林太郎                                          | 127,444     | 0.4   |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL                     | 100,100     | 0.3   |

（注）持株比率は自己株式（8,602株）を控除して計算しております。

### 株式の分布状況



### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年12月31日現在）

| 氏名     | 地位      | 担当及び重要な兼職の状況                                |
|--------|---------|---------------------------------------------|
| 山田 憲典  | 代表取締役会長 |                                             |
| 飯島 幹雄  | 取締役副会長  | 山崎製パン株式会社取締役副社長<br>株式会社東ハト代表取締役社長           |
| 河村 宣行  | 代表取締役社長 | 不二家（杭州）食品有限公司董事<br>B-R サーティワンアイスクリーム株式会社取締役 |
| 宮崎 広   | 専務取締役   | 経営企画・総務人事・経理担当                              |
| 富永 寿哉  | 常務取締役   | 菓子事業本部長                                     |
| 坂下 展敏  | 取締役     | 洋菓子事業本部生産本部長                                |
| 古田 健   | 取締役     | 海外事業担当、菓子事業本部生産本部長                          |
| 高橋 俊裕  | 取締役     | IT Bookホールディングス株式会社社外取締役                    |
| 中野 武夫  | 取締役     | みずほ信託銀行株式会社常任顧問<br>東京建物株式会社社外取締役            |
| 村岡 香奈子 | 取締役     | 弁護士、日本光電工業株式会社社外取締役                         |
| 酒井 美紀  | 取締役     |                                             |
| 神長 善次  | 取締役     | 株式会社東ハト社外監査役                                |
| 塚崎 覺   | 常勤監査役   |                                             |
| 中島 清隆  | 常勤監査役   |                                             |
| 弘中 徹   | 監査役     | 弁護士、弁護士法人弘中総合法律事務所代表社員                      |
| 佐藤 元宏  | 監査役     | 公認会計士、公認会計士佐藤元宏事務所所長                        |

- (注) 1. 2022年3月24日開催の第127期定時株主総会終結の時をもって、飯島延浩、瓜生徹の両氏は取締役を辞任いたしました。
2. 取締役高橋俊裕、中野武夫、村岡香奈子、酒井美紀及び神長善次の5氏は社外取締役であります。
3. 監査役弘中徹及び佐藤元宏の両氏は社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役高橋俊裕、中野武夫、村岡香奈子及び神長善次の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
5. 取締役河村宣行氏は、2022年5月19日付で、不二家（杭州）食品有限公司の董事長を辞任し、董事となっております。
6. 取締役高橋俊裕氏は、2022年6月27日付でIT Bookホールディングス株式会社の社外取締役に就任いたしました。
7. 当社は、取締役高橋俊裕、中野武夫、村岡香奈子、酒井美紀及び神長善次並びに監査役弘中徹及び佐藤元宏の7氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金500万円もしくは会社法第425条第1項の最低責任限度額のいずれか高い額としております。
8. 当社は、当社取締役及び監査役全員を被保険者とする、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険

契約を締結しております。被保険者（取締役・監査役全員）は、役員等賠償責任保険の保険料の10%にあたる額を負担しており、被保険者個々の負担額は、被保険者全員報酬総額に占める被保険者個々の報酬額の割合に応じて算出した額であります。なお、2022年12月度の取締役会において、2023年1月の当該契約更新時から当社が保険料を全額負担することを決議しております。

当該契約の概要は次のとおりであります。なお、当該保険契約では、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当社が被保険者に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としております。

- ① 被保険者が取締役及び監査役としての職務につき行った行為（不法行為を含みます。）に起因して、保険期間中に株主、投資家、従業員その他第三者から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金を支払う。
  - ② 上記の保険金の支払いが認められるのは、取締役及び監査役がその損害賠償の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
9. 監査役佐藤元宏氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、「取締役の個人別の報酬等の内容決定に関する方針」（以下、「決定方針」といいます）を取締役会で決議しております。決定方針の内容は以下のとおりです。

当社は、多様で優秀な人材を確保するために、同業種他社及び他業種同規模他社の報酬水準を参照しつつ、当社の持続的成長及び中長期的な企業価値向上に資するよう、適切な報酬水準とすることを基本としております。取締役の報酬は、取締役報酬規程及び取締役報酬規程附則に基づき、社外取締役以外の取締役については、役位に応じた固定報酬（年俸制・月例現金報酬）のみで構成されており、経営成績及び取締役の業績等を勘案して、年俸を見直すこととしております。社外取締役の報酬は固定報酬（年俸制・月例現金報酬）のみとしております。

取締役の報酬額は、株主総会で認められた報酬額の枠内で、取締役会から委任を受けた報酬会議により定めております。報酬会議は、会長、社長及び総務人事本部長により構成され、事前に独立社外取締役に意見を聴取したうえで、取締役個々人の報酬額を決定し、決定内容を取締役会に報告することとしております。

### ② 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会から委任を受けた報酬会議は、事前に独立社外取締役に意見を聴取したうえで、取締役報酬規程及び取締役報酬規程附則に基づき、当事業年度に係る取締役個々人の報酬額を決定しております。こうした手続きを経て、当該報酬額が決定されていることから、取締役会は、当事業年度に係る取締役個々人の報酬額が決定方針に沿うものであると判断しております。

### ③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の限度額は、2019年3月26日開催の第124期定時株主総会において、年額300

百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役は2名）であります。

監査役の報酬の限度額は、2017年3月24日開催の第122期定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役報酬規程及び取締役報酬規程附則に基づき、事前に独立社外取締役に意見を聴取したうえで、取締役個々人の報酬額を決定することを報酬会議に委任しております。

当該権限を委任した理由は、当社全体の経営成績及び取締役の業績等を勘案した年俸の見直しは、代表取締役を構成員に含む報酬会議で行うことが適しており、また、独立社外取締役に意見を聴取したうえで会議体の合議を通じて決定することにより、報酬に関する独立性・客観性を高めるためであります。

報酬会議で決定された取締役の報酬額は、取締役会に報告する措置を講じております。

報酬会議の構成員は、代表取締役会長 山田憲典、代表取締役社長 河村宣行、常務執行役員 総務人事本部長 佐野正樹の3名であります。

⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分               | 支給人数        | 報酬等の種類別の総額        |          |          | 報酬等の総額            |
|-------------------|-------------|-------------------|----------|----------|-------------------|
|                   |             | 固定報酬              | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等   |                   |
| 取 締 役<br>(内社外取締役) | 14名<br>(5名) | 281百万円<br>(68百万円) | —<br>(—) | —<br>(—) | 281百万円<br>(68百万円) |
| 監 査 役<br>(内社外監査役) | 4名<br>(2名)  | 57百万円<br>(24百万円)  | —<br>(—) | —<br>(—) | 57百万円<br>(24百万円)  |
| 合 計<br>(内社外役員)    | 18名<br>(7名) | 338百万円<br>(92百万円) | —<br>(—) | —<br>(—) | 338百万円<br>(92百万円) |

(注) 1. 取締役の報酬等の支給人数及び総額には、2022年3月24日開催の第127期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名及びその支給額を含んでおります。なお、当事業年度末日現在の取締役の員数は、12名（うち社外取締役は5名）であります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与と相当額は含んでおりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区分  | 氏名     | 兼職の状況                            | 当社と当該他の法人等との関係                                                                                               |
|-----|--------|----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 高橋 俊裕  | ITbookホールディングス株式会社社外取締役          | 当社と左記法人との間には重要な取引その他の関係はありません。                                                                               |
| 取締役 | 中野 武夫  | みずほ信託銀行株式会社常任顧問<br>東京建物株式会社社外取締役 | 当社はみずほ信託銀行株式会社との間で確定給付年金の一部に関する運用委託取引がありますが、当社及び同社の連結売上高の1%未満と僅少であります。<br>当社と東京建物株式会社との間には重要な取引その他の関係はありません。 |
| 取締役 | 村岡 香奈子 | 宏和法律事務所 弁護士<br>日本光電工業株式会社社外取締役   | 当社と左記法人等との間には重要な取引その他の関係はありません。                                                                              |
| 取締役 | 神長 善次  | 株式会社東ハト社外監査役                     | 当社は左記法人との間で相互に商標等使用許諾契約に基づくロイヤリティの支払いがありますが、いずれも当社及び同社の連結売上高の1%未満と僅少であります。                                   |
| 監査役 | 弘 中 徹  | 弁護士法人弘中総合法律事務所<br>代表社員           | 当社は左記事務所所属の同氏以外の弁護士と顧問契約を締結しております。                                                                           |
| 監査役 | 佐藤 元宏  | 公認会計士佐藤元宏事務所所長                   | 当社と左記事務所との間には重要な取引その他の関係はありません。                                                                              |

## ② 各社外役員の名活動状況

| 区分  | 氏名     | 主な活動状況及び社外取締役役に期待される役割に対して行った職務の概要                                                                                       |
|-----|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 高橋 俊裕  | 当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般に関する有意義な発言を積極的に行うことなどを通じて、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。           |
| 取締役 | 中野 武夫  | 当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。金融機関における豊富な経験と財務・会計に関する幅広い見識を活かし、経営全般に関する有意義な発言を積極的に行うことなどを通じて、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。 |
| 取締役 | 村岡 香奈子 | 当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と知識から、企業法務に関する幅広い知見をもって発言を行うことなどを通じて、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。               |
| 取締役 | 酒井 美紀  | 当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席いたしました。社会貢献や情報発信などの観点から有意義な発言を行うことなどを通じて、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。                              |
| 取締役 | 神長 善次  | 当事業年度中、2022年3月24日就任以降開催の取締役会10回すべてに出席いたしました。豊富な国際経験と国際情勢に関する知見に基づき積極的に発言を行うことなどを通じて、社外取締役に期待される役割を適切に果たしております。           |
| 監査役 | 弘中 徹   | 当事業年度に開催された取締役会14回すべてに出席し、監査役会15回すべてに出席いたしました。弁護士としての豊富な経験と知識から、企業法務に関する幅広い知見をもって発言を行っております。                             |
| 監査役 | 佐藤 元宏  | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会15回のうち14回に出席いたしました。公認会計士としての豊富な経験と知識から、専門的な観点から発言を行っております。                              |

## 4. 会計監査人の状況

- 会計監査人の名称  
EY新日本有限責任監査法人
- 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| 報酬等の額                           | 60百万円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 60百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- ① 当社監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会はこれを株主総会に提出いたします。
- ② 当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容は次のとおりであります。

### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、「社是」及び「経営理念」に則った「不二家グループの行動規範」を制定し、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とし、職務を遂行する。
- ② 当社及び当社グループ会社は、事業環境と社会の変化に対応するため、企業経営を通じて社会の進展と文化の向上に寄与することを使命とする親会社の経営基本方針及び科学的見地から現代経営のあるべき姿を追求するという経営方針を尊重し、具体的な事業経営に当たっては、顧客本位・品質本位の精神で新しい価値と需要を創造し、実効性のある効率的な事業経営を推進する。
- ③ 当社は、コンプライアンス活動を推進していくため、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果及び対応策を必要に応じて取締役会に報告及び提案する。
- ④ 当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役社長がコンプライアンス推進責任者を任命し、コンプライアンスの状況・問題等の把握及び報告、対応策の協議、並びに教育及び研修を実施する。また、当社グループ全体のコンプライアンスを推進するため、各子会社及び関連会社ごとにコンプライアンス推進責任者を置く。
- ⑤ 当社は、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外窓口を含めた複数の窓口を設置し、問題の未然防止、早期発見及び早期解決につとめる。相談者からの相談内容及び個人情報秘守し、相談者に対して不利益な取扱いをしない。なお、この窓口は当社グループ各社の使用人も利用できるものとする。
- ⑥ 当社及び当社グループ会社の役職員は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力と一切の関係を持たない。

- ⑦ 当社は、不当要求等の介入に対して、総務部を対応統括部署、総務部長を不当要求防止責任者とし、警察等の外部専門機関と緊密な連携のもと、関係部署が協力して組織的に対応し、利益供与を含め不当要求等には絶対に応じない。当社及び当社グループ会社では、コンプライアンス教育を通し反社会的勢力排除に向けた啓蒙活動につとめる。

## (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定にかかわる記録及び各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書その他の取締役の職務執行に係る情報を、法令及び社内規則に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
- ② 当社の取締役及び監査役は、常時、この文書及び電磁的媒体を閲覧できるものとする。

## (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスクに関する管理基準及び管理体制を整備し、総括的なリスク管理規程を定める。
- ② 当社のリスク管理は、当該分野の所管部が行うほか、リスク管理委員会が当社グループ全体の横断的な管理を行う。リスク管理委員会は、上記のリスク管理規程に従い、リスクを定期的に分析・評価し、必要に応じてリスク管理のあり方の見直しを行う。特に品質リスクについては、食品メーカーとしての商品の安全・安心の確保という社会的責任を認識し、万全の注意を払う。
- ③ 当社は、不測の事態が発生した場合には、当社代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

## (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会を月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行う。
- ② 当社は、取締役会の下に常務会及び業務執行会議を設けて、取締役会での意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社業務の執行について審議し、意思決定を行う。
- ③ 当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。

## (5) 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社グループ会社の管理に関する規程（関係会社管理規程）を制定し、当社グループ会社に対し、営業成績、財務状況その他の経営情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。また、当社グループ会社において関係会社管理規程に定める重要事項が発生した場合は、当該事項を当社に報告するとともに、当社取締役会規則または稟議規程その他関連規程に基づく承認もしくは決裁等を得るものとする。

- ② 当社は、当社及び当社グループ会社のリスク管理機関としてリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメントを実施する。
  - ③ 当社は、当社グループ会社における職務分掌、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、当社グループ会社における職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築させる。
  - ④ 当社及び当社グループ会社においては、当社グループ会社の規模や業態に応じて、当社常勤監査役が監査役に就任し、当該会社の取締役会に出席するとともに監査を行い、業務の適正を確保する体制をとるとともに、係る当社グループ会社の非常勤取締役を当社から派遣し、当社グループ会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
  - ⑤ 当社の海外子会社は、本基本方針を踏まえつつ、当該子会社が所在する国及び地域における法制、商慣習その他の実務慣行等に配慮して、適切な管理体制を構築する。
  - ⑥ 当社は、親会社の経営方針を共有しつつ、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引等を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議のうえ、決定する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役室を設置し、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で監査役の職務を補助するために必要な知識と経験を有する使用人を配置する。
  - ② 当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人は監査役の指揮命令に従い職務を遂行する。
- (7) 当社及び当社グループ会社の役職員またはこれらの者から通報を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、常務会及び業務執行会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び当社グループ会社の役職員から職務執行状況を聴取する。
  - ② 当社及び当社グループ会社の役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社グループ会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに当該事実を当社監査役に報告するものとする。
  - ③ 当社及び当社グループ会社の役職員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
  - ④ 当社の内部通報制度を担当する役職員は、当社及び当社グループ会社の役職員からの内部通報により収集された情報を、定期的にまたは必要に応じて随時、当社監査役に対して報告する。

- ⑤ 当社は、当社監査役に対して報告をした当社及び当社グループ会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社及び当社グループ会社の役職員に周知徹底する。

#### (8) 監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役 の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払いまたは支出した費用の償還等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査役及び監査役会は、代表取締役との意見交換会を定期的を実施し、経営方針の確認、対処すべき事項その他の監査上の重要課題について、相互認識と信頼関係を深めるようつとめるものとする。
- ③ 監査役は、会計監査人及び監査室と定期的に連絡会を開催し、会計監査及び内部監査の結果に基づき意見交換する。
- ④ 監査役は、職務の執行に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、専門機関等の外部専門家を自らの判断で起用することができるものとする。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役社長の直轄組織であるコンプライアンス委員会を2回開催し、コンプライアンスの状況等の報告及び把握、対応策の協議を行いました。また、役員及び従業員に対する教育及び研修を拠点ごとに合計123回開催し、コンプライアンスに関する情報等を共有してそれぞれの職場で活かせるよう、直接指導を行いました。

#### (2) 取締役職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の記録、取締役会規則をはじめとした各会議の規程及び職務権限規程に基づいて決裁した文書その他の取締役職務執行に係る情報を、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理を行っております。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を4回開催し、想定されるリスク等に対応するとともに、リスク管理に関する情報共有及び管理を徹底しております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社の取締役会は、社外取締役5名を含む12名の取締役で構成され、社外監査役2名を含む監査役4名も出席しております。取締役会は14回開催され、重要事項の決定や各業務執行取締役からの業務報告などが行われ、社外取締役や監査役を交え審議を行いました。また取締役会の下に常務会及び業務執行会議を設けて、取締役会での意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社業務の執行について審議し、意思決定を行っております。

#### (5) 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

グループ会社社長が参加する関係会社経営報告会を開催したほか、週次・月次でグループ会社から報告を受けております。当社グループ全体のリスクマネジメント実施のため、当社代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を4回開催し、グループ会社において想定されるリスク等について協議・対応いたしました。

また、グループ会社の重要事項については、当該事項を当社に報告させるとともに、当社取締役会規則または稟議規程その他関連規程に基づいて、当社の各担当部署において承認もしくは決裁等を実施しております。

#### (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役室を設置し、監査役の職務を補助するために必要な知識と経験を有する使用人を配置しており、当該使用人は監査役の指揮命令に従い職務を遂行しております。

#### (7) 当社及び当社グループ会社の役職員から通報を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会のほか常務会及び業務執行会議等の重要会議に出席したほか、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び当社グループ会社の役職員から職務執行状況を聴取しております。また、定期的で開催されるコンプライアンス委員会に出席し、内部通報により収集された情報の報告を受けております。さらに、監査役及び監査役会は、代表取締役との意見交換会を4回実施したほか、会計監査人及び内部監査を実施している監査室とも定期的に連絡会を開催し、監査に関連する情報の収集を行っております。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	37,099	流 動 負 債	21,059
現金及び預金	12,385	支払手形及び買掛金	8,437
受取手形及び売掛金	15,827	短期借入金	960
商品及び製品	4,113	リース債務	217
仕掛品	532	未払金	2,835
原材料及び貯蔵品	3,339	返金負債	2,060
その他	1,106	未払法人税等	858
貸倒引当金	△206	賞与引当金	432
固 定 資 産	46,613	その他	5,256
有 形 固 定 資 産	33,187	固 定 負 債	3,488
建物及び構築物	10,933	リース債務	321
機械装置及び運搬具	13,974	繰延税金負債	234
工具器具及び備品	551	退職給付に係る負債	2,012
土地	6,402	役員退職慰労引当金	62
リース資産	611	その他	857
建設仮勘定	712	負 債 合 計	24,547
無 形 固 定 資 産	1,908	(純 資 産 の 部)	
商標権	544	株 主 資 本	53,567
ソフトウェア	350	資本金	18,280
その他	1,013	資本剰余金	4,060
投資その他の資産	11,517	利益剰余金	31,243
投資有価証券	6,086	自己株式	△16
長期貸付金	270	その他の包括利益累計額	1,350
繰延税金資産	1,318	その他有価証券評価差額金	138
敷金及び保証金	2,007	繰延ヘッジ損益	△26
退職給付に係る資産	346	為替換算調整勘定	1,040
その他	1,613	退職給付に係る調整累計額	197
貸倒引当金	△125	非 支 配 株 主 持 分	4,247
資 産 合 計	83,712	純 資 産 合 計	59,165
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	83,712

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	100,614
売上原価	65,551
売上総利益	35,063
販売費及び一般管理費	30,728
営業利益	4,334
営業外収益	
受取利息	65
受取配当金	20
持分法による投資利益	534
助成金収入	67
受取補償金	332
雑収入	236
合計	1,256
営業外費用	
支払利息	8
雑損失	38
合計	46
経常利益	5,545
特別利益	
固定資産売却益	0
特別損失	
固定資産売却損	0
固定資産廃棄損	166
減損損	54
段階取得に係る差損	36
その他	5
合計	262
税金等調整前当期純利益	5,282
法人税、住民税及び事業税	1,345
法人税等調整額	76
当期純利益	3,859
非支配株主に帰属する当期純利益	483
親会社株主に帰属する当期純利益	3,376

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	18,280	4,062	28,549	△16	50,875
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額	—	—	66	—	66
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	18,280	4,062	28,616	△16	50,942
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△773	—	△773
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	—	—	3,376	—	3,376
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△0	△0
持 分 法 適 用 関 連 会 社 の 子 会 社 の 増 加 に よ る 増 加 高	—	—	24	—	24
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減	—	△2	—	—	△2
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	△2	2,627	△0	2,624
当 期 末 残 高	18,280	4,060	31,243	△16	53,567

	その他の包括利益累計額					非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	196	0	668	125	991	2,488	54,356
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額	—	—	—	—	—	—	66
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	196	0	668	125	991	2,488	54,423
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△773
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	3,376
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△0
持 分 法 適 用 関 連 会 社 の 子 会 社 の 増 加 に よ る 増 加 高	—	—	—	—	—	—	24
連 結 子 会 社 株 式 の 取 得 に よ る 持 分 の 増 減	—	—	—	—	—	—	△2
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△58	△26	371	71	358	1,758	2,117
当 期 変 動 額 合 計	△58	△26	371	71	358	1,758	4,742
当 期 末 残 高	138	△26	1,040	197	1,350	4,247	59,165

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 7社 (株)ダロワイヨジャパン
(株)不二家システムセンター
不二家乳業(株)
(株)不二家福島
不二家(杭州)食品有限公司
(株)不二家神戸
日本食材(株)

当連結会計年度において、持分法適用関連会社であった日本食材(株)は株式の追加取得により連結子会社としたため連結の範囲に含めております。

(株)不二家福島は2022年9月1日付で不二家飲料果実(株)から商号変更しております。

- (2) 主要な非連結子会社の名称 不二家テクノサービス(株)

非連結会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産額、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

不二家テクノサービス(株)は2022年7月1日付で不二家テクノ(株)から商号変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社数 1社 B-R サーティワンアイスクリーム(株)

日本食材(株)は、株式を追加取得し連結子会社に区分を変更したため、持分法適用会社から除外しています。

- (2) 主要な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

主要な非連結子会社及び関連会社の名称 不二家テクノサービス(株)

なお、持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

製品、仕掛品及び貯蔵品は、主として総平均法による原価法

原材料は、最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③ デリバティブ 時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき、また、商標権につきましては、主として15年の定額法により償却しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

将来の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

- ② 賞与引当金
従業員に支給する賞与に充てるため、賞与支給規程に従い、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金
役員の退職給付に備えるため、役員退職慰労金規定に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により、発生の日連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算の基準
在外連結子会社の資産、負債、収益及び費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。
- (6) 重要な収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
 - ① 洋菓子事業
洋菓子事業においては、ケーキ、ベーカリー、デザート、アイスクリーム等洋菓子の製造・販売、喫茶及び飲食店の経営を行っております。
直営店における洋菓子の販売・喫茶及びレストランの運営については、顧客に商品または製品を引き渡した時点、飲食サービスを提供した時点でそれぞれ履行義務が充足されることから、顧客から対価を収受した時点で収益を認識しております。顧客との契約において約束された対価は、概ね履行義務の充足時点にて回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。
フランチャイズ加盟店や量販店等への販売については、顧客との販売契約等で定められた契約条件に基づき、主として製品または商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品または商品を引渡す一時点において顧客が当該製品または商品に対する支配を獲得して充足されますが、製品または商品の出荷時から引渡しまでの期間が通常の間であることから、当該製品または商品の出荷時点で収益を認識しております。

なお、取引価格は顧客との契約において約束された対価から、販売奨励金またはセンターフィー等を控除した金額で測定しております。顧客との契約において約束された対価のうち、顧客に返金すると見込んでいる額については、契約条件や過去の実績等を含む合理的に利用可能な情報から見積もっております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② 製菓事業

製菓事業においては、チョコレート、キャンディ、ビスケット、飲料及び乳製品等菓子食品の製造及び販売を行っております。

当該販売については、顧客との販売契約で定められた契約条件に基づき、製品または商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品または商品を引渡す一時点において顧客が当該製品または商品に対する支配を獲得して充足されますが、製品または商品の出荷時から引渡時までの期間が通常の期間であることから、当該製品または商品の出荷時点で収益を認識しております。

なお、取引価格は顧客との契約において約束された対価から、値引き及びリベート等を加味した価格を控除した金額で測定しております。顧客との契約において約束された対価のうち、顧客に返金すると見込んでいる額については、契約条件や過去の実績等を含む合理的に利用可能な情報から見積もっております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約取引等

ヘッジ対象……原材料輸入に係る外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

原材料輸入に係る為替変動リスクについて、ヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しています。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費の一部を売上高から控除する方法等に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の「売上高」、「売上総利益」及び「販売費及び一般管理費」はそれぞれ8,074百万円減少しており、「営業利益」に与える影響はなく、「経常利益」及び「税金等調整前当期純利益」に与える影響は軽微であります。また、1株当たり情報及び利益剰余金期首残高に与える影響は軽微であります。

なお、上記の収益認識会計基準等の適用の影響のほか、収益認識会計基準適用を見据え、当連結会計年度の期首から卸売業者等に対し、出荷価格を建値から基本レポート他を包含した仕切価格とする取引制度の変更を行ったことにより当連結会計年度の「売上高」、「売上総利益」及び「販売費及び一般管理費」がそれぞれ9,436百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において「流動負債」に表示していた「未払金」の一部は、当連結会計年度より「返金負債」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

項目	金額
減損損失	54
有形固定資産	33,187
無形固定資産	1,908

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 減損の兆候の判定と割引前将来キャッシュ・フローの算出方法

当社グループは、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、主として事業セグメントを基礎として資産のグルーピングを行っております。洋菓子セグメントについては、工場等の資産グループと直営店の資産グループに大別され、直営店の資産グループのうち、洋菓子店舗及び外食店舗につきましては店舗別資産ごとにグルーピングを行い、賃貸用資産及び遊休資産等につきましては個々の資産ごとにグルーピングを行っております。収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。

回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しており、使用価値を算定する場合における割引前将来キャッシュ・フローは、翌連結会計年度の事業計画及び事業計画が策定されている期間を超える期間については、新型コロナウイルス感染症の影響も加味した成長率に基づき算定しております。また、正味売却価額については、不動産鑑定評価額等に基づいて算定しております。

② 主要な仮定

洋菓子店舗及び外食店舗については、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の影響を受けており、2023年末頃まで一定の影響が続くものと仮定して固定資産の減損に関する会計上の見積りを行っております。

また、不動産鑑定評価には原価法が適用され、主要な仮定は土地の更地価格であります。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

固定資産の減損の判断に用いた主要な仮定は合理的と認識しております。

しかし、新型コロナウイルス感染症の広がりや収束時期等の見積りには不確実性を伴うため、実際の結果がこれらの見積りと異なる場合や不動産鑑定評価額が低下するなど回収可能価額が変動した場合、固定資産の減損損失が発生し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

II 連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額

受取手形	157百万円
売掛金	15,670百万円

2. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 149百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 77,866百万円
減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

4. 期末日満期手形等の処理

期末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。

また、債権の一部については、手形と同様の期日条件で現金決済する方式を用いております。

当連結会計年度は期末日が金融機関休業日のため、期末日満期手形及び期末日債権の一部が期末残高に含まれております。

その主なものは次のとおりであります。

受取手形	0百万円
売掛金	2,237百万円

III 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	25,784,659株
------	-------------

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額

2022年3月24日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|---------------------|
| ① 配当金の総額 | 773百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 30円 |
| | (内訳 普通配当25円 記念配当5円) |
| ③ 基準日 | 2021年12月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2022年3月25日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
2023年3月23日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

- | | |
|------------|-------------|
| ① 配当金の総額 | 773百万円 |
| ② 1株当たり配当額 | 30円 |
| ③ 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ④ 基準日 | 2022年12月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2023年3月24日 |

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、設備投資等に係る資金調達を目的としております。

デリバティブ取引は、持分法適用関連会社で実施している外貨建ての営業債務に係る為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。また、敷金及び保証金については各事業部における営業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建ての営業債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限等を定めた管理規程に従い、決裁担当者の承認を得て行っております。

なお、連結子会社についても、同様の管理を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項「デリバティブ取引」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 (* 2)	5,796	17,928	12,131
(2) 敷金及び保証金	2,007	1,993	△13
資産計	7,804	19,921	12,117
長期借入金 (1年内の返済予定を含む)	—	—	—
負債計	—	—	—
デリバティブ取引	△26	△37	△11

(*1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金、短期借入金、未払金は短期間で決済されるため、時価が帳簿に近似することから注記を省略しております。

(*2) 投資有価証券には、持分法適用の上場関連会社株式を含めており、差額は当該株式の時価評価によるものです。なお、非上場株式等 (連結貸借対照表計上額289百万円) は、市場価格のない株式等であるため、「(1) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場時価により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	856	—	—	856
資産計	856	—	—	856
デリバティブ取引				
通貨関連	—	△37	—	△37
負債計	—	△37	—	△37

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
関係会社株式	17,071	—	—	17,071
敷金及び保証金	—	1,993	—	1,993
資産計	17,071	1,993	—	19,065

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

これらの時価について、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等に信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注1) デリバティブ取引に関する事項

デリバティブ取引

- (1) ヘッジ会計が適用されていないもの：該当するものではありません。
(2) ヘッジ会計が適用されているもの：ヘッジ会計の方法ごとの連結決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
為替予約等の繰延ヘッジ処理	為替予約取引 買建米ドル	仕入債務	352 (*1)	—	△37 (*1)	取引金融機関から提示された価格に基づき算定している

(*1) 為替予約等の繰延ヘッジ処理によるものは、持分法適用関連会社で実施している仕入債務に対する為替予約によるものであります。契約額及び時価については、当社の持分相当額を乗じて算出しており、税効果相当額を控除して連結貸借対照表に計上しております。

V 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	洋菓子事業	製菓事業	その他	合計
売上高				
洋菓子	25,189	—	—	25,189
レストラン	4,818	—	—	4,818
菓子	—	62,713	—	62,713
飲料	—	4,698	—	4,698
その他	—	—	3,025	3,025
顧客との契約から生じる収益	30,007	67,412	3,025	100,446
その他の収益	—	—	168	168
計	30,007	67,412	3,194	100,614

(注) 「その他」の区分は、キャラクターグッズ等の通信販売、ライセンス事業、不動産事業及び事務受託業務等でありませぬ。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 3. 会計方針に関する事項 (6) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
- (1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	14,090	15,827
契約負債	145	149

契約負債は、主に、製品または商品の出荷時に収益を認識する顧客との販売契約について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債に含まれていた金額は、126百万円であります。

- (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

VI 1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 2,130円59銭
2. 1株当たり当期純利益 130円99銭

VII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	28,846	流 動 負 債	15,156
現金及び預金	5,730	支払手形	23
受取手形	24	買掛金	5,478
売掛金	12,386	短期借入金	660
商品及び製品	3,292	リース債	195
仕掛品	433	未払金	2,209
材料及び貯蔵品	2,513	返金負債	1,695
未収消費税	234	未払費用	1,057
前払費用	457	未払法人税等	490
関係会社短期貸付金	4,165	前受金	26
その他	262	賞与引当金	338
貸倒引当金	△653	設備関係支払手形	2,688
固 定 資 産	32,699	そ の 他	293
有形固定資産	23,378	固 定 負 債	2,777
建物	6,351	リース債	280
構築物	1,018	退職給付引当金	1,834
機械及び装置	9,802	資産除去債務	54
車両運搬具	28	預り保証金	608
工具器具及び備品	333	負 債 合 計	17,934
土地	4,966	(純 資 産 の 部)	
リース資産	552	株 主 資 本	43,483
建設仮勘定	324	資 本 金	18,280
無形固定資産	1,488	資 本 剰 余 金	4,065
借地権	14	資本準備金	3,859
商標権	544	その他資本剰余金	205
ソフトウェア	311	利 益 剰 余 金	21,154
その他	617	利益準備金	347
投資その他の資産	7,832	その他利益剰余金	20,806
投資有価証券	830	繰越利益剰余金	20,806
関係会社株式	3,087	自 己 株 式	△16
出資	0	評価・換算差額等	127
関係会社出資金	438	その他有価証券評価差額金	127
長期貸付金	249	純 資 産 合 計	43,610
破産更生債権等	18	負 債 ・ 純 資 産 合 計	61,545
長期前払費用	3		
繰延税金資産	1,283		
敷金及び保証金	1,574		
前払年金費用	254		
その他の	200		
貸倒引当金	△108		
資 産 合 計	61,545		

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	74,598
売上原価	48,367
売上総利益	26,230
販売費及び一般管理費	23,876
営業利益	2,353
営業外収益	
受取利息	20
受取配当金	772
為替差益	20
助成金収入	67
受取補償金	332
雑収入	91
営業外費用	
支払利息	5
雑損	14
経常利益	3,638
特別損失	
固定資産廃棄損	153
減損損失	55
関係会社株式評価損	2
その他	2
税引前当期純利益	3,425
法人税、住民税及び事業税	680
法人税等調整額	118
当期純利益	2,627

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金
			資 本 剰 余 金		繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	18,280	3,859	205	270	19,030
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△773
剰 余 金 の 配 当 に 伴 う て 利 益 準 備 金 の 積 立 て	—	—	—	77	△77
当 期 純 利 益	—	—	—	—	2,627
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—
株 主 資 本 以 外 の 項 目 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	77	1,776
当 期 末 残 高	18,280	3,859	205	347	20,806

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△16	41,629	117	117	41,746
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	△773	—	—	△773
剰 余 金 の 配 当 に 伴 う て 利 益 準 備 金 の 積 立 て	—	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	2,627	—	—	2,627
自 己 株 式 の 取 得	△0	△0	—	—	△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	10	10	10
当 期 変 動 額 合 計	△0	1,853	10	10	1,863
当 期 末 残 高	△16	43,483	127	127	43,610

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品及び貯蔵品は総平均法による原価法

原材料は最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づき、また、商標権につきましても、主として15年の定額法により償却しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

将来の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、当社賞与支給規程に従い、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により、翌事業年度から費用処理しております。

なお、当事業年度末における退職給付債務は4,641百万円、年金資産は1,209百万円、退職給付信託は2,136百万円であります。

また、当事業年度末における退職給付引当金並びに同引当金と相殺されている退職給付信託における年金資産（未認識数理計算上の差異を除く）は、以下のとおりであります。

	退職一時金	確定給付企業年金	合計
退職給付引当金 (退職給付信託の年金資産控除前)	△2,629百万円	一百万円	△2,629百万円
前払年金費用 (退職給付信託の年金資産加算前)	—	254	254
退職給付信託の年金資産 (未認識数理計算上の差異を除く)	795	—	795
退職給付引当金 (退職給付信託の年金資産控除後)	△1,834	—	△1,834
前払年金費用 (退職給付信託の年金資産加算後)	—	254	254

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 洋菓子事業

洋菓子事業においては、ケーキ、ベーカリー、デザート、アイスクリーム等洋菓子の製造・販売、喫茶及び飲食店の経営を行っております。

直営店における洋菓子の販売・喫茶及びレストランの運営については、顧客に商品または製品を引き渡した時点、飲食サービスを提供した時点でそれぞれ履行義務が充足されることか

ら、顧客から対価を収受した時点で収益を認識しております。顧客との契約において約束された対価は、概ね履行義務の充足時点にて回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

フランチャイズ加盟店や量販店等への販売については、顧客との販売契約等で定められた契約条件に基づき、主として製品または商品を引渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品または商品を引渡す一時点において顧客が当該製品または商品に対する支配を獲得して充足されますが、製品または商品の出荷時から引渡時までの期間が通常の期間であることから、当該製品または商品の出荷時点で収益を認識しております。

なお、取引価格は顧客との契約において約束された対価から、販売奨励金またはセンターフィー等を控除した金額で測定しております。顧客との契約において約束された対価のうち、顧客に返金すると見込んでいる額については、契約条件や過去の実績等を含む合理的に利用可能な情報から見積もっております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② 製菓事業

製菓事業においては、チョコレート、キャンディ、ビスケット及び飲料等菓子食品の製造及び販売を行っております。

当該販売については、顧客との販売契約で定められた契約条件に基づき、製品または商品を引渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品または商品を引渡す一時点において顧客が当該製品または商品に対する支配を獲得して充足されますが、製品または商品の出荷時から引渡時までの期間が通常の期間であることから、当該製品または商品の出荷時点で収益を認識しております。

なお、取引価格は顧客との契約において約束された対価から、値引き及びリベート等を加味した価格を控除した金額で測定しております。顧客との契約において約束された対価のうち、顧客に返金すると見込んでいる額については、契約条件や過去の実績等を含む合理的に利用可能な情報から見積もっております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費の一部を売上高から控除する方法等に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の「売上高」、「売上総利益」及び「販売費及び一般管理費」はそれぞれ7,742百万円減少しており、「営業利益」、「経常利益」、「税引前当期純利益」、1株当たり情報及び利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

なお、上記の収益認識会計基準等の適用の影響のほか、収益認識会計基準適用を見据え、当事業年度の期首から卸売業者等に対し、出荷価格を建値から基本リベート他を包含した仕切価格とする取引制度の変更を行ったことにより当事業年度の「売上高」、「売上総利益」及び「販売費及び一般管理費」がそれぞれ9,436百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していた「未払金」の一部は、当事業年度より「返金負債」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

7. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

項 目	金 額
減損損失	55
有形固定資産	23,378
無形固定資産	1,488

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記 固定資産の減損 (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

II 貸借対照表に関する注記

1. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権	5,324百万円
関係会社に対する短期金銭債務	603百万円
関係会社に対する長期金銭債務	321百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 67,807百万円

減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。

3. 貸借対照表に計上した固定資産のほかに菓子生産設備の一部営業車両及びパーソナルコンピュータ等の事務機器をリース契約により使用しております。

4. 保証債務

関係会社他の営業債務に対する保証

不二家乳業(株)	67百万円
(株)ダロワイヨジャポン	28百万円
合計	95百万円

5. 期末日満期手形等の処理

期末日満期手形の会計処理は手形交換日をもって決済処理しております。

また、債権の一部については、手形と同様の期日条件で現金決済する方式を用いております。

当事業年度は期末日が金融機関休業日のため、期末日債権の一部が期末残高に含まれております。

売掛金	2,173百万円
-----	----------

Ⅲ 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	6,187百万円
仕入高	6,336百万円
その他の営業取引高	575百万円
営業取引以外の取引高	773百万円

Ⅳ 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末の 株式数(株)
普通株式(注)	8,459	143	—	8,602

(注) 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	103百万円
貸倒引当金	232
未払歩戻金	62
未払事業税	61
退職給付引当金	544
資産除去債務償却費	78
退職給付信託設定	633
関係会社株式評価損	445
子会社株式	162
減価償却超過額	294
その他	43
繰延税金資産小計	2,661
評価性引当額	△1,199
繰延税金資産計	1,461
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△55
前払年金費用	△122
繰延税金負債計	△178
繰延税金資産の純額	1,283

Ⅵ 関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引額	科目	期末残高
親会社	山崎製パン(株)	被所有 直接 54.4	当社製品の販売	製品の販売 (※1)	5,006	売掛金	736
			同社製品の仕入	製品の仕入 (※1)	217	買掛金	10
			当社事務業務の委託	事務委託業務 (※5)	69	未払金	4
			当社不動産の賃借	土地・建物等の賃借 (※6)	104	前受金	12
			当社不動産の賃借	土地・建物等に関する保証金の返還 (※6)	31	預り保証金	321
			役員 兼務				

2. 子会社

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引額	科目	期末残高
子会社	(株)不二家福島	所有 直接 99.5	同社商品及び製品の仕入	商品及び製品の仕入 (※1)	3,480	買掛金	174
			資金の援助	資金の貸付 (※2)	—	短期貸付金 (※2)	785
			役員 兼務				
子会社	不二家乳業(株)	所有 直接 100.0	同社製品の仕入	製品の仕入 (※1)	678	買掛金	58
			資金の援助	資金の貸付 (※2)	—	短期貸付金 (※2,3)	550
			債務保証	債務保証 (※4)	67	—	—
			役員 兼務				

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引額	科目	期残	末高
子会社	(株)不二家神戸	所有直接 100.0	当社製品の販売	製品の販売 (※1)	269	売掛金		58
			同社製品の仕入	製品の仕入 (※1)	1,023	買掛金		174
			資金の援助	資金の貸付 (※2)	300	短期貸付金 (※2)		1,880
			役員の兼務					
子会社	日本食材(株)	所有直接 50.73	同社製品の仕入 役員の兼務	製品の仕入 (※1)	856	買掛金		112

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- ※1. 上記各社への製品の販売及び仕入については、実勢価額を勘案して合理的に決定しております。
- ※2. 資金の貸付に係る利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、経営再建のための支援の一環として、一部の子会社において利息の減免を行っております。
- ※3. 子会社への貸付及び短期債権に対し、合計457百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当期において合計46百万円の貸倒引当金戻入益を計上しております。
- ※4. 債務保証については、当社が保証を行っているものであり、担保提供は受けておりません。なお、経営再建のための支援の一環として、債務保証料の減免を行っております。
- ※5. 事務業務の委託料については、実勢価額を勘案して合理的に決定しております。
- ※6. 不動産の賃貸については、不動産鑑定士の鑑定評価額に基づいて決定しております。

Ⅶ 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,691円91銭
2. 1株当たり当期純利益 101円92銭

Ⅷ 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

Ⅸ 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

株式会社 不二家
取締役会 御中

2023年2月6日

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 秀 敬
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石田大輔
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社不二家の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社不二家及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

株式会社 不二家
取締役会 御中

2023年2月6日

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 原 秀 敬
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 石 田 大 輔
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社不二家の2022年1月1日から2022年12月31日までの第128期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第128期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、常勤監査役が重要な子会社の監査役を兼務しており、重要な子会社の取締役会に出席するほか、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を述べました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等並びにEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引を行うに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年2月13日

株式会社不二家 監査役会

常勤監査役 中島 清 隆[㊟]

常勤監査役 塚 崎 覺[㊟]

監 査 役 弘 中 徹[㊟]

監 査 役 佐 藤 元 宏[㊟]

(注) 監査役のうち弘中徹、佐藤元宏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

明治記念館 富士の間

東京都港区元赤坂二丁目2番23号 電話 (03) 3403-1171 (代)



交通機関のご案内

- JR** 中央・総武線
「信濃町駅」南口より
徒歩約3分
- 地下鉄** 銀座線・半蔵門線・
大江戸線
「青山一丁目駅」
出口2より徒歩約6分
- 地下鉄** 大江戸線
「国立競技場駅」
A1出口より徒歩約6分
- 都バス** (品97)
品川車庫前～新宿駅西口
「権田原・明治記念館前」
より徒歩約1分

- 株主総会にお越しいただいた株主様への**お土産及びお飲み物の提供はいたしません**。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、**株主総会当日のご来場は、ご無理をなされませんようお願い申し上げます**。
- 株主総会当日は、**インターネットによるライブ配信**を行います。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。